

Muribushi

群星
[むりぶし]

7月★8月号

隔月発行

July

August

[特集 1]

沖縄復帰40周年記念式典

[特集 2]

国内クレジット制度及び
カーボン・オフセットの取組について



表紙写真

野甫大橋から望む
米崎海岸
(伊平屋村)



沖縄本島北部の運天港からフェリーで約80分。そこに沖縄県最北端の島「伊平屋島」があります。

伊平屋島(面積20.66km²、周囲34.23km)と、野甫大橋でつながれた野甫島(1.06km²、4.8km)の2つの島からなり、写真は、野甫大橋から米崎海岸を撮影したもので、伊平屋島で最も美しいと言われる海岸です。

浅瀬から沖に向けて様々な「あお」を見てくれる海と弧を描く白い砂浜が訪れる人を魅了します。

村では、島の自然や歴史文化等の地域資源を活用した体験型観光振興に力を入れています。この夏、潮風に吹かれながらのんびりと過ごしてみては如何ですか。

群星 Muribushi

7月★8月号

CONTENTS

- 01 地域の目 東京スカイツリータウンへの出店にあたって
株式会社パラダイスプラン 代表取締役 西里 長治

特集

- 02 特集1 総務部 沖縄復帰40周年記念式典
04 特集2 経済産業部 国内クレジット制度及びカーボン・オフセットの取組について

仕事の窓

- 06 仕事の窓1 総務部 あなたの地域・職場にお伺いします!
公取委による中小事業者のための移動相談会
08 仕事の窓2 財務部 第33回法人企業景気予測調査
10 仕事の窓3 経済産業部 再生可能エネルギーの固定価格買取制度について
12 仕事の窓4 農林水産部 人と農地の問題の解決に向けた施策が本格的にスタート

13 内閣府だより

14 なかゆくい

局の動き

- 16 総務部 沖縄振興新制度説明会を開催
財務部 第27回財務行政モニター会議を開催
17 農林水産部 六次産業化法に基づく総合化事業計画の平成24年度第1回の認定を行いました
経済産業部 第4回沖縄ソーシャルビジネス振興連絡会の開催
18 開発建設部 「まるごと沖縄クリーンビーチ2012オープニングセレモニー」を開催
開発建設部 災害時における災害支援協定調印式について
19 運輸部 平成24年度陸運及び観光関係功労者沖縄総合事務局長表彰式

19 お知らせ

地域 団体商標

#2 沖縄黒糖

権利者: 沖縄県黒砂糖協同組合
商標登録: 第5053363号

商標は、商品やサービスを購入する人が商品やサービスを誰が提供しているのかということが分かる商品名やマークといったものることをいいます。近年の地域ブランド化への取組が活発化してきたことによって、地域との密接な関係性を有する商品やサービスに対して「地域の名称」と「商品名」を組み合わせた商標「地域団体商標」の登録ができるようになりました。今回は沖縄県の「地域団体商標」である「沖縄黒糖」を紹介させていただきます。

「沖縄黒糖」は、沖縄の8つの離島地域(伊平屋島、伊江島、粟国島、多良間島、小浜島、西表島、波照間島、与那国島)の製糖工場で生産される含蜜糖のことを指します。

沖縄黒糖は、他にも財団法人食品産業センターから「本場の本物」マークの認定を受けています。このマークは、その地域で伝統的に培われてきた製法で地域特有の材料を用いて製造された本物の味を作り続けている食品に付けられます。

皆さんも本場の本物の沖縄黒糖の味を是非御賞味ください。



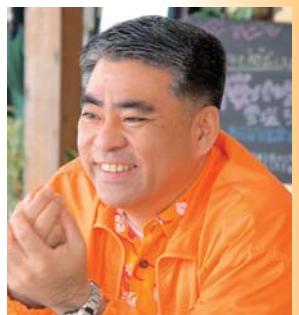
1994年、会社経営のことをなど何も知らない私が、多くの人に支えながら起業させていただいたのは27歳のとき。当時の私にしては目のくらむような多額の借金をして蝶々園と観光土産品店の施設を宮古島で立ち上げたのだが、開業当初は閑古鳥が鳴き、非常に苦しい経営を余儀なくされた時期があった。なんとか施設を軌道に乗せたい一心で、清水の舞台から飛び降りるような気持ちで飛行機のチケットを買い、飲み屋街の外にあるような安宿に泊まりながら、ひとり東京・名古屋・大阪と営業行脚をくり返した。もちろん、営業活動は最初からうまくいくわけがなく、何度も営業をくり返しても、提案を重ねても、誰も相手にしてくれない状態が続いた。歩き回っても、歩き回っても、まったく成果を上げることができず、ついには疲れはてて動けなくなり、ひとり公園のベンチで泣きべそをかきながら何んでいたのを昨日のことのように覚えている。

あれから17年が経ち、その当時の必死の営業のかいもあって、おかげさまで会社は

潰れることなく順調に発展することができている。会社の事業も当時の観光施設の経営から「雪塩」の製造販売へと主軸を移した。9年ほど前からは、食塩の選び方に疑問を持ち、塩選びの専門家である塩ソムリエを育成して塩の判断基準のスタンダードを作ろうと思い立ち、塩の専門店「塩屋（まーすやー）」を展開している。この「塩屋」は8年をかけて徐々に完成度を上げ、県内で店舗展開を進めていくなかで多くのプロの料理人や消費者の皆様から高い評価を頂けるような専門店に成長させることができた。そして、去った5月22日、東京スカイツリータウンという願つてもいい好立地に念願の東京初出店が実現したのである。出店の申し込みから約3年余り、いくつかのハードルを越え、念入りに準備を重ねてきた末のオープンであり、オープン初日のまるで満員電車のような盛況ぶりに感慨もひとしおであった。

今回の東京スカイツリータウンへの出店にあたり、何よりも嬉しかったのは沖縄の皆さんから寄せられた、たくさん

Chiiki no Me



Series 28

地域の目

東京スカイツリータウンへの出店にあたって

株式会社パラダイスプラン 代表取締役 西里 長治

の励ましの言葉だった。夢にまで見た東京への初出店で、それだけでも飛び上がるくらいに嬉しいことなのに、それ以上に私たちのささやかな東京出店のことを「沖縄を代表して頑張って!」とか「みんなの目標になつてね!」などといった調子で、いろいろな人が祝ってくれた。沖縄の方々から寄せられた温かい激励の言葉は私たちを10倍も100倍も元気にしてくれた。本当に有り難いことだと思う。

今回の東京スカイツリータウンへの出店を皮切りに、いよいよ「塩屋」の東京での店舗展開が本格化する。次の目標は首都圏で10店舗、そしてその次の夢は海外進出だ。実は「雪塩」のほうも今年は台湾の飲料メーカーに採用されている。「塩屋」よりも一足先に海外での本格展開が始まった形だ。今、多くの仲間達と夢を共有しながら目標に突き進むことができている自分のことを、これ以上に幸せな人間はいないとつくづく思う。

しかし、どんなに成功を重

ねることができても謙虚さと感謝の気持ちを失ってはならないということも、改めて強く感じている。たとえ今は順調であつたとしても、昔は何もできなかつた自分達であつたことを決して忘れてはいけない。何をしても、どんなに頑張つても、誰も振り向いてくれなかつた自分達であつたことを決して忘れてはいけない。17年前、公園のベンチでひとしきり泣いた後、「こんなところでクヨクヨしていてはいけない。沖縄で留守を守つてくれている皆のためにも頑張らなければ」と気を取り直し、東京の寒空を見上げて、口を真一文字にして、再び歩き出したときの気持ちを、また思い出している。



沖縄復帰40周年記念式典



本土復帰40周年を迎えた本年5月15日、政府と沖縄県共催の沖縄復帰40周年記念式典が宜野湾市の沖縄コンベンションセンターで開催されました。

式典には野田内閣総理大臣、仲井眞沖縄県知事を始め、横路衆議院議長、平田参議院議長、竹崎最高裁判所長官、ルース駐日米国大使、川端沖縄担当大臣を含む閣僚や各国代表、高嶺沖縄県議会議長のほか県内外から約千人が参列しました。

式典では川端大臣の開式に続いて野田総理が式辞を述べられました。野田総理は式辞の中で、5月15日は鎮魂と平和への決意を新たにする日であり、沖縄の未来へ思いを馳せる日でもあると述べられました。また、自由度の高い一括交付金の新設や策定されたばかりの沖縄振興計画の着実な実行に力を尽くすことに加えて、那覇空港第二滑走路の整備推進や鉄軌道等の整備の在り方について調査・検討すると表明され、沖縄の基地負担の早期軽減を具体的に目に見える形で進めていくことについても言及されました。

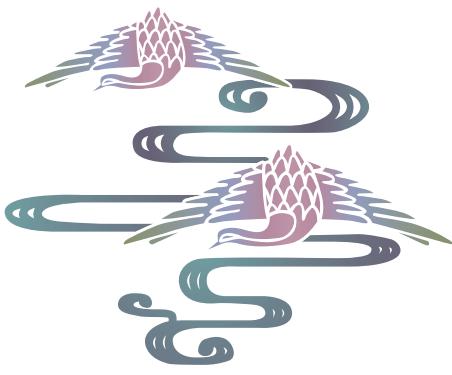
続いて仲井眞沖縄県知事は、政府による沖縄振興と基地跡地の効利活用のための二つの法律制定や沖縄の基地負担軽減の取組みに



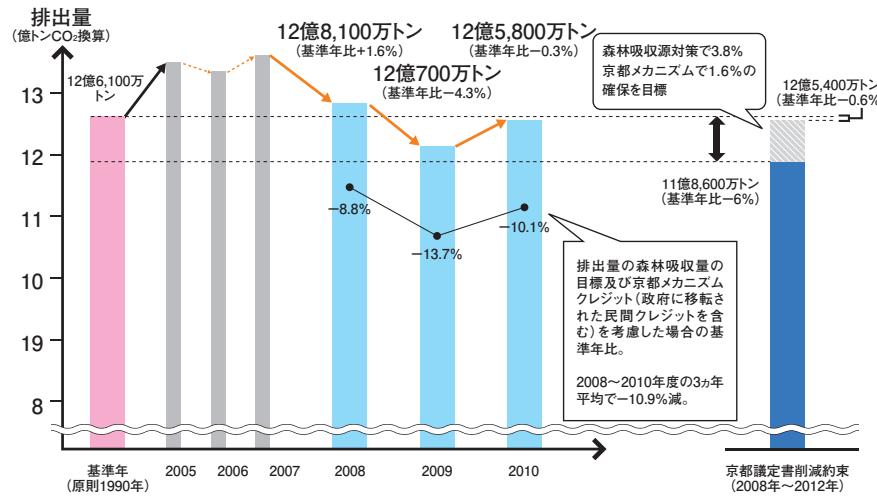
謝意を表し、その上で日米地位協定の見直しや普天間飛行場の早期返還・移設は県民の強い願いであり、一日でも早い解決を希望する」と述べられました。

このほか衆参両議院議長、最高裁判所長官、駐日米国大使、元沖縄開発庁長官の上原康助氏、沖縄県民若者代表の下條義人さん、仲村渚さんから、これから沖縄への思いを込めた挨拶が述べられ、最後に高嶺沖縄県議会議長から閉式の辞が述べられました。

式典終了後には、記念レセプションが展示棟で開催され、野田総理や仲井眞知事ら関係者による鏡開きや稲嶺前沖縄県知事の乾杯が行われたほか、琉球舞踊や空手演武、キッズダンスの披露や夏川りみさんのLIVEが披露され復帰40周年を祝いました。



国内クレジット制度及び カーボン・オフセットの取組について



「我が国の温室効果ガス排出量の推移 (環境省HPより)」

地球温暖化対策のために取りまとめられた京都議定書において、日本は1990年を基準年とし、2008年から2012年の5年間で温室効果ガスをマイナス6%削減するという目標を掲げています。

2010年度における日本の温室効果ガス総排出量は、12億5,800万トン(二酸化炭素換算)でした。

これは基準年(1990年)と比べると0.3%の減少(前年比4.2%増)となっています。前年比増加の原因としては、2008年に発生したリーマンショック後の景気後退からの回復の中で、製造業等の活動量の増加に伴い産業部門からの排出量が増えたこと、猛暑厳冬により電力消費が増加したことなどが挙げられます。電力需給が逼迫するなか、日本の排出量の中長期的な削減のためには、引き続き、地球温暖化対策を着実に推進していくことが重要です。

2. 制度の概要

国内クレジット制度は、平成20年10月に政府全体の取組として開始されました。本制度は大企業に比べて、主に費用負担の問題から低炭素投資があまり進んでいない中小企業等における温室効果ガスの排出削減を促進することを目的としています。中小企業等は排出削減事業(高効率設備への更新や再生可能エネルギーの導入等)による温室効果ガスの排出削減量をクレジット(排出権)化して売却することができます。また、中立等にとっての経済的なインセンティブとなり、環境と経済の両立を図ることができます。また、中

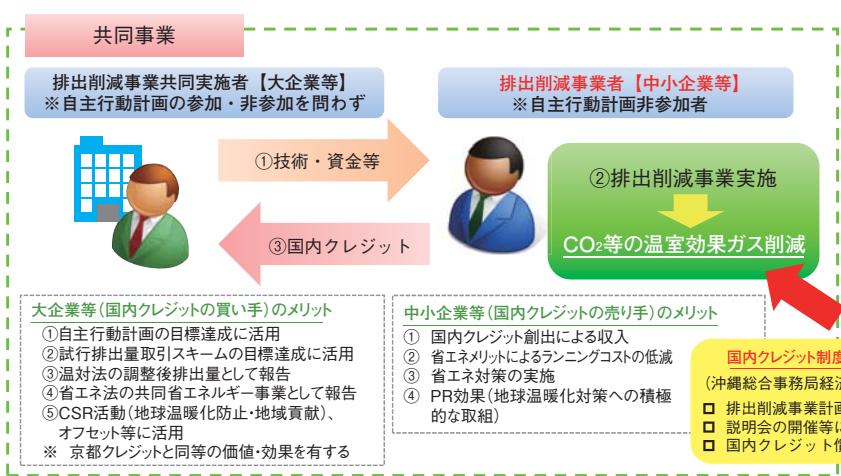
小企業のみならず、農林(森林バインオマス)、民生部門(業務その他、家庭)、運輸部門等における排出削減事業も広く対象としています。

創出された国内クレジット(排出権)を取得した大企業等は、自主行動計画※の目標達成などに活用することができます。

※日本経団連に所属する会員が、その業種ごとに定量的な目標を設定した環境自主行動計画のこと。

国内クレジット制度ソフト支援事業(沖縄総合事務局経済産業部(委託事業))

- 排出削減事業計画の無料作成支援
- 説明会の開催等による普及事業
- 国内クレジットと同等の価値・効果を有する



3. これまでの削減実績

制度開始から平成24年3月末現

在までに作成された排出削減事業
計画案は1336件、総削減見込
量は約185万トンになっています。

沖縄県における実績は、排出削減
事業計画案が27件、削減見込量は
約1万8000トンです。

沖縄県は全国とは状況が異なり、

二酸化炭素(CO₂)の排出量が1
990年から約1.5倍も増加して
います。特に民生部門(業務・家庭)
の排出量が大きく増加しており、
更なる排出削減の推進が求められ
ています。

沖縄総合事務局経済産業部では、
平成23年度から同制度の更なる活
用を通じて、地域における温暖化
対策促進を目指した支援事業を実
施しており、中小企業等の排出削
減事業計画の作成支援や、周知・
広報活動等を行っています。

年間当たり約130トン削減。

4. 国内クレジットの 活用方法

創出された国内クレジット(転
売可能)の取得者は、この国内ク
レジットを様々な用途に活用(償
却)することができます。

①自主行動計画の業種目標達成に
充当

②CSR活動として環境・地域貢献
(国の排出削減目標達成に寄与)

③カーボン・オフセット(後述)

右記は代表的な国内クレジット
の活用方法であり、その他にも様々
なオプションがありますので、詳
細は国内クレジット制度のHPで
御確認ください。
(<http://jcdm.jp/index.html>)

まうCO₂量を算定し、排出量に応
じて必要なトン数の国内クレジッ
ト(排出権)を購入・償却するこ
とで実施できます。

このカーボン・オフセットの取
組が全国的に普及・拡大しつつあり、
各地で当該地域の中小企業等が排
出削減に取り組んだ結果として創
出されたご当地国内クレジットを

購入して、地域のイベント等から
排出されるCO₂をオフセットする
地産地消型の「ご当地オフセット」
が主流になっています。

地域のCO₂循環への貢献、環境
意識の啓発などの効果が期待でき、
実施する側にとつても、自身の活
動により排出されるCO₂をオフ
セット(相殺)しているとPRす
ることで、商品価値の向上・差別
化にもつながります。

6. 沖縄総合事務局に おける取組

沖縄総合事務局経済産業部は、
地域の中小企業等の排出削減事業
を支援する国内クレジット制度ソ
フト支援事業を推進しています。

同事業では、創出された国内クレ
ジットを、県内各種イベントや企
業活動のカーボン・オフセット等
に活用していただくよう、ニーズ
開拓も併せて行っています。

また、当局の広報誌である本誌

『群星』(年6回発行)の印刷・製

本過程で排出されるCO₂(約7ト
ン)について、オフセットを実施する
こととします。

地球温暖化対策、地域の中小企
業支援として推進される本制度の
趣旨に御賛同いただき、多くの皆
様の御協力をいただけるよう取り
組んでまいります。

【沖縄県における排出削減事業例】

■ホテル日航アリビラ

高効率な空調設備への更新
により、CO₂を年間当たり約
1500トン削減。

■琉球大学

照明設備の更新(LED導
入)・太陽光発電設備の導入、
変圧器の更新により、CO₂を

カーボン・オフセットとは、事
業活動、生活、イベント等で抑制
しきれないCO₂排出量分について、
他の場所で実現したCO₂排出削減
量(排出権)を購入することで、
その排出量の一部又は全部のカー
ボン(CO₂)をオフセット(相殺)
することです。

当該イベント等で排出されてしま
うCO₂量を算定し、排出量に応
じて必要なトン数の国内クレジッ
ト(排出権)を購入・償却するこ
とで実施できます。

■第28回全日本トライアスロン 宮古島大会

約1500名の大会参加者
の移動に伴い排出されると想
されるCO₂量(排出権)を購入・
償却することで、CO₂削減
目標を達成するため、オフセ
ットを実施。

定されるCO₂(2012年実
績は150トン)についてオフ
セットを実施。

【沖縄県におけるカーボン・オフ セット事例】

■(株)カヌチャリゾート

冬季のイルミネーション「ス
ターダストファンタジア」で
使用する電気によるCO₂の全
量(2011年実績は217
トン)についてオフセットを実施。

『群星』(年6回発行)の印刷・製

本過程で排出されるCO₂(約7ト
ン)について、オフセットを実施する
こととします。

地球温暖化対策、地域の中小企
業支援として推進される本制度の
趣旨に御賛同いただき、多くの皆
様の御協力をいただけるよう取り
組んでまいります。



総務部



移動相談会とは

「代金を支払日に支払ってもらえなかった」や「協賛金を支払わされた」など、下請いじめや納入業者いじめなどのトラブルで困っていませんか？

総務部公正取引室では、下請事業者のみならず、大規模小売業者と取引している納入業者、荷主と取引している物流事業者等の中小事業者からの要望に応じ、当該中小事業者が所在する地域に当室職員が出張し、独占禁止法上の優越的地位の濫用規制及び下請法について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行うための相談会を開催します。

1 対象

下請事業者を始めとする中小事業者（原則3社以上）の代表者又は従業員（所属する地域、団体等の定例的な会合の場での開催も可能）。

2 開催地等

開催地及び会場は、申込みを行う中小事業者の要望を踏まえて決定します。

3 申込方法

相談会の開催を希望する中小事業者（原則3社以上）は、代表の中小事業者が参加人数分を取りまとめ、「公取委による中小事業者のための移動相談会」申込用紙を御記入の上、ファクシミリ又は電子メールによりお申込みください。

なお、申込用紙は、公正取引委員会のホームページ（<http://www.jftc.go.jp/idousoudan.pdf>）からダウンロードしてください。

4 その他

申込みの際に御提供いただいた個人情報は、相談会業務以外の目的には一切使用しません。

本件に対するお問い合わせ・申込先

◆ 総務部公正取引室

電話：098-866-0049 Fax：098-860-1110

メールアドレス：soudankai@jftc.go.jp

（メールを送られる場合は、念のためお電話いただけると幸いです。）

ホームページ：<http://www.jftc.go.jp/idousoudan.pdf>

Point

下請いじめや納入業者いじめなどのトラブルで困っている中小事業者に対し、独占禁止法の優越的地位の濫用規制や下請法について基本的な内容を分かりやすく説明するために、皆様の地域・職場にお問い合わせします。

あなたの地域・職場にお問い合わせします！ 公取委による中小事業者のための移動相談会

このようなトラブルで困ったことはありませんか？

代金を支払日に払ってもらえなかつた！

協賛金を支払わされた！



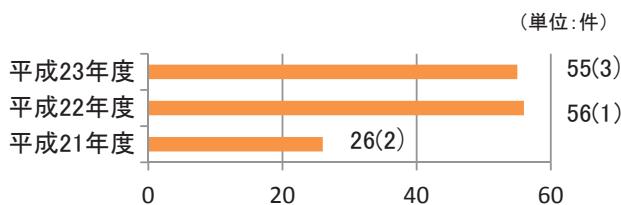
注文を受けた後に値引きされた！

納品したものを返品された！



優越的地位の濫用行為・下請法違反にどのように対処しているの？

優越的地位の濫用行為に対する措置件数の推移



★公正取引委員会は、優越的地位の濫用行為を行った事業者に対して、濫用行為の抑止・早期是正に努めることとしています。

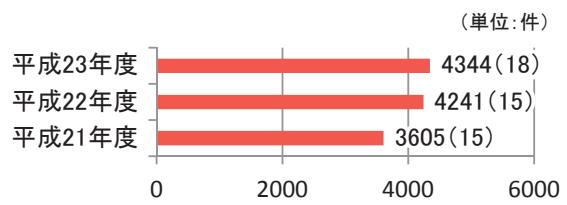
★措置件数とは、法的措置、警告又は注意を行った事件の件数をいいます。（ ）はうち法的措置件数

優越的地位の濫用とは？

取引上優越的地位にある事業者が、取引先に対して正常な商慣習に照らして不適に不利益を与える行為を禁じています。

例えば、発注元の一方的な都合による押し付け販売、返品、従業員の派遣要請、協賛金の負担要請などの不適な行為がこれに該当します。

下請法違反事件に対する措置件数の推移



★公正取引委員会は、下請法に違反した事業者に対して、違反行為の改善と違反行為の再発防止を指導します。

★措置件数とは、勧告又は指導を行った事件の件数をいいます。（ ）はうち勧告件数

下請法とは？

下請代金の支払遅延や減額など、下請事業者に対する親事業者の不当な行為を規制しています。製造業からサービス業まで、幅広い事業分野における親事業者の禁止行為を明確に定め、違反があった場合は簡易・迅速に改善を求め、下請事業者の利益を守る法律となっています。



財務部

調査の概要

【調査の目的】

本調査は、企業活動の現状と先行き見通しに対する経営者の判断を調査し、経済・財政政策運営の基礎資料を得ることを目的として、統計法に基づく一般統計調査として年4回（2、5、8、11月）実施。

【調査の時点】 平成24年5月15日

【調査対象期間】

判断項目：24年4～6月期及び6月末見込み、
24年7～9月期及び
9月末見通し、24年10～12月期
及び12月末見通し

計数項目：24年度上期実績見込み、
24年度下期見通し

【調査対象企業の範囲】

沖縄県内に所在する資本金、出資金又は基金（以下、資本金という）1千万円以上（電気・ガス・水道及び金融業、保険業は1億円以上）の法人

調査対象企業数及び回収状況は次のとおりである。

- 対象企業数：127社
- 回答企業数：116社
- 回収率：91.3%

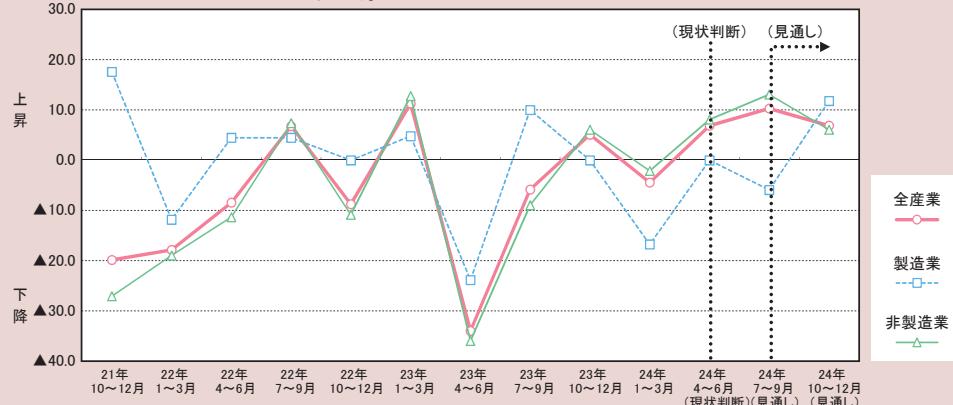
	対象企業数	回答企業数	回収率(%)
全産業	127	116	91.3
製造業	18	17	94.4
非製造業	109	99	90.8
建設業	22	22	100.0
情報通信業	13	11	84.6
運輸業、郵便業	7	6	85.7
卸売業、小売業	24	24	100.0
サービス業	18	16	88.9
大企業（資本金10億円以上）	19	19	100.0
中堅企業（1億円以上10億円未満）	37	35	94.6
中小企業（1千万円以上1億円未満）	71	62	87.3

（注）平成21年4～6月期調査から「第12回改定日本標準産業分類」の業種分類に併せていている。

景況判断

現状判断は「上昇」超に転じ、先行きは「上昇」超で推移する見通し

企業の景況判断BSI(%ポイント)



企業の景況判断BSI(原数値)（前期比「上昇」－「下降」社数構成比）（単位：%ポイント）

	24年1～3月 前回調査	24年4～6月 現状判断		24年7～9月 見通し		24年10～12月 見通し	
		(10.5)	6.9	(13.2)	10.3	6.9	6.9
全産業	▲ 4.4	(5.6)	0.0	(11.1)	▲ 5.9	11.8	11.8
製造業	▲ 16.7	(62.5)	0.0	(37.5)	0.0	25.0	25.0
食料品製造業	▲ 12.5	(11.5)	8.1	(13.5)	13.1	6.1	6.1
非製造業	▲ 2.1	(▲40.0)	4.5	(▲6.7)	9.1	27.3	27.3
建設業	33.3	(20.0)	▲ 9.1	(30.0)	36.4	18.2	18.2
情報通信業	30.0	(0.0)	0.0	(10.0)	16.7	0.0	0.0
運輸業、郵便業	▲ 40.0	(36.8)	12.5	(15.8)	12.5	▲ 20.8	▲ 20.8
卸売業、小売業	▲ 5.3	(5.3)	(10.5)	6.3	6.3	6.3	6.3
サービス業	▲ 15.8	18.8					
規模別	大企業	▲ 5.3	(21.1)	(10.5)	21.1	0.0	0.0
	中堅企業	▲ 6.8	(13.6)	(18.2)	8.6	17.1	17.1
	中小企業	▲ 2.0	(3.9)	(9.8)	8.1	3.2	3.2

（注）（ ）書きは前回調査（24年1～3月期）時の見通し

Point

平成24年4～6月期沖縄管内分の法人企業景気予測調査を実施しました。
24年4～6月期の企業の景況判断BSIを24年1～3月期と比較すると、全
産業で、現状判断は「上昇」超に転じています。

第33回 法人企業景気予測調査

（平成24年4～6月期調査）

BSIの計算法 (Business Survey Index)

例「景況判断」の場合

前期と比べて

- 「上昇」と回答した企業の構成比…40.0%
- 「不变」と回答した企業の構成比…25.0%
- 「下降」と回答した企業の構成比…30.0%
- 「不明」と回答した企業の構成比…5.0%

BSI=（「上昇」と回答した企業の構成比 40.0%
－（「下降」と回答した企業の構成比 30.0%）
=10.0% イント

雇用

現状は「不足気味」超、先行きも「不足気味」超の見通し



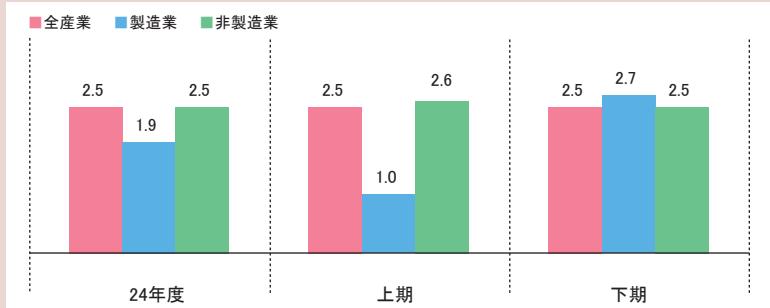
	24年3月末 前回調査	従業員数判断 B S I (原数値)			(単位: %ポイント)
		24年6月末 現状判断	24年9月末 見通し	24年12月末 見通し	
全産業	15.8	(7.9)	(7.0)	10.3	12.1
製造業	▲16.7	(▲5.6)	(0.0)	5.9	5.9
非製造業	21.9	(10.4)	4.0	11.1	13.1
建設業	26.7	(0.0)	(0.0)	9.1	27.3
情報通信業	30.0	(20.0)	9.1	27.3	18.2
運輸業、郵便業	10.0	(20.0)	(0.0)	0.0	0.0
卸売業、小売業	10.5	(10.5)	(10.5)	12.5	12.5
サービス業	47.4	(21.1)	(21.1)	18.8	12.5
大企業	10.5	(▲5.3)	(5.3)	5.3	0.0
中堅企業	15.9	(11.4)	(6.8)	11.4	14.3
中小企業	17.6	(9.8)	(7.8)	11.3	14.5

(注) ()書きは前回調査(24年1~3月期)時の見通し

売上高

24年度は増収見通し

(注:石油・石炭・電気・ガス・水道・金融・保険を除く)



(前年同期比増減率: %)

	24年度	前年同期比増減率: %	
		上期	下期
全産業	(3.7)	2.5	2.5
製造業	(2.2)	1.9	2.7
非製造業	(3.8)	2.5	2.5
建設業	(0.4)	▲10.8	▲12.0
情報通信業	(4.1)	2.6	1.0
運輸業、郵便業	(▲0.3)	▲1.3	▲1.4
卸売業、小売業	(4.5)	4.8	5.5
サービス業	(5.0)	5.2	3.8

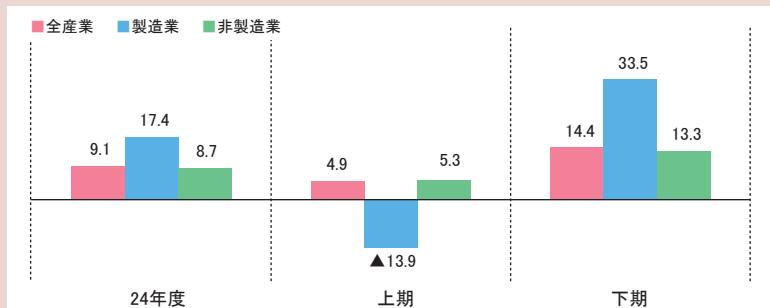
(注) 1. ()書きは前回調査(24年1~3月期)結果

2. -はデータ秘匿の観点から非公表

経常利益

24年度は増益見通し

(注:石油・石炭・電気・ガス・水道・金融・保険を除く)



(前年同期比増減率: %)

	24年度	前年同期比増減率: %	
		上期	下期
全産業	(6.2)	9.1	4.9
製造業	(0.2)	17.4	▲13.9
非製造業	(7.1)	8.7	13.3
建設業	(31.9)	16.4	72.2
情報通信業	(▲6.3)	0.3	0.5
運輸業、郵便業	(赤字拡大)	41.9	9.1
卸売業、小売業	(25.0)	▲0.5	6.6
サービス業	(14075.0)	179.3	黒字転化

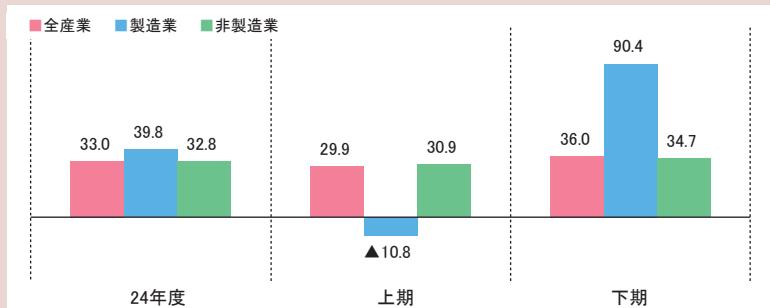
(注) 1. ()書きは前回調査(24年1~3月期)結果

2. -はデータ秘匿の観点から非公表

設備投資

24年度は増加見通し

(注:ソフトウェア投資額を含む、土地購入額を除く)



(前年同期比増減率: %)

	24年度	前年同期比増減率: %	
		上期	下期
全産業	(10.5)	33.0	29.9
石油・石炭・電気・ガス・水道を除く全産業	(36.8)	59.1	61.3
製造業	(35.9)	39.8	▲10.8
非製造業	(9.7)	32.8	34.7
情報通信業	(7.0)	20.4	▲6.9
運輸業、郵便業	(▲16.3)	▲46.7	73.3
卸売業、小売業	(▲7.7)	▲53.9	▲42.2
サービス業	(▲43.8)	88.1	45.6
(参考) ソフトウェア投資額及び土地購入額を除く		▲11.9	▲44.3

(注) 1. ()書きは前回調査(24年1~3月期)結果

2. 平成22年4~6月期調査から、ソフトウェア投資額を含む、土地購入額を除く結果としている。

経済産業部

第117回通常国会において、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(以下「再エネ特措法」)が2011年8月26日に成立しました。再エネ特措法は、エネルギーセキュリティの向上、環境負荷の低減、環境関連産業育成等の観点から、再生可能エネルギー源の利用促進を図るため、再生可能エネルギーの固定価格買取制度を導入するためのもので、平成24年7月1日から施行されました。

本制度は、再生可能エネルギー源(太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス)を用いて発電された電気を、一定の期間・一定の価格で電気事業者が買い取ることを義務付けるものです。電気事業者が買取りに要した費用は、使用電力に比例した賦課金によって回収することとしており、電気料金の一部として、国民の皆様に御負担をお願いすることとなっています。制度の概要は次のとおりです。

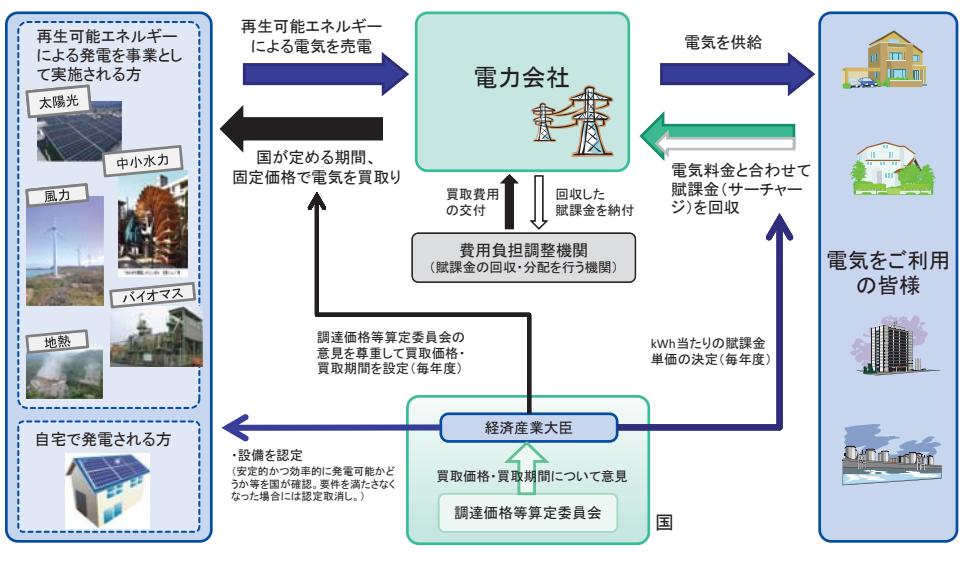
- ① 集中的に再生可能エネルギー電気の利用拡大を図るため、施行後3年間は再生可能エネルギー電気の供給者の利潤に特に配慮します。
- ② 賦課金の負担が電気の使用者に對して過重なものとなることがあります。

再生可能エネルギーの固定価格買取制度について

制度の概要

- （1）買取価格・買取期間
- 買取価格及び買取期間は、経済産業大臣が発電設備に応じて関係大臣（農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣）と協議し、消費者問題担当大臣の意見を聞くとともに、中立的な第3者機関である調達価格等算定委員会の意見を尊重し、再生可能エネルギー発電設備の区分、設置の形態、規模ごとに、毎年度告示します。
- （2）設備認定基準
- 買取価格は、再生可能エネルギー発電設備を用いて電気を供給する場合に通常要する費用及び再生可能エネルギー電気を供給する事業者の適正な利潤を勘案し算定することとしています。
 - なお、買取価格の算定においては、次の2点に配慮しています。
 - ① 集中的に再生可能エネルギー電気の供給が常時国内に確保されていること。
 - ② 売電量を計量法に基づく特定計量器を用い適正に計量することが可能な構造となっていること。

固定買取価格制度の基本的な仕組み



体的に特定されていること（製品の製造事業者及び型式番号等）。次年度以降の買取価格等の算定に当たり、各エネルギーのコスト構造を把握するため、設備の設置費用の内訳及び毎年度の運転費用の

内訳を虚偽なく記録し、かつ、定期的に提出すること。
その他、再生可能エネルギーの電源種別毎に基準が設けられています。

（3）賦課金単価と減免制度

【賦課金単価】

電源		太陽光		風力		地熱		中小水力		
買取区分		10kW以上	10kW未満	20kW以上	20kW未満	1.5万kW以上	1.5万kW未満	1,000kW以上30,000kW未満	200kW以上1,000kW未満	200kW未満
買取価格 1kWh 当たり	税込	42.00円	42円 (※1)	23.10円	57.75円	27.30円	42.00円	25.20円	30.45円	35.70円
買取期間		20年	10年	20年	20年	15年	15年	20年	20年	20年

〔東日本大震災の被災者に対する減免措置〕

次の①又は②に該当する被災者は法律施行後の9ヶ月分の賦課金及び太陽光発電の余剰買取制度における太陽光発電促進付加金について免除いたします。

既存の条件が適用されます。

該事業所にて複数の事業を行つてゐた場合には、①に該当する事業に係る電気使用量が当該事業所全体における電気使用量の半分以上を占める場合)。事業者間の合意により解除できることが前提となる。)。撤回の申し出をしない場合には、引き続き、

既存の条件が適用されます。

（4）既存設備の取り扱い

電気事業者が買取に要した費用を電気料金の一部として電気の使用者が負担する賦課金の単価は次のとおりです（全国一律単価）。

〔賦課金単価〕 1kW 時当たり0.22円

〔電気の多消費事業者に対する減免措置〕

次の①及び②の基準に該当する場合に、②に該当する事業所の賦課金の8割を減免致します。

（5）その他

【電気事業者による買取・接続契約の拒否】

基本的に電気事業者は再生可能エネルギー源を用いて発電された電気を買い取る義務がありますが、再生可能エネルギー電気の供給者が系統接続に必要な費用を負担しない場合、系統運営上必要な出力抑制等に協力をしようとしている場合、電気事業者が接続の実現に向けた措置を講じた上でなお接続が困難な場合等、一定の事由に該当する場合は契約を拒否できるとしています。

①売上高千円当たりの電力使用量（kWh）（以下「原単位」という。）が、製造業においては製造業平均値の8倍、非製造業においては非製造業平均値の14倍（ともに原単位5.6）を超える事業を行つてゐる事業者

②当該事業を行つてゐる事業所において、当該事業に係る年間電気使用量が100万kWhを超える場合（当

（4）既存設備の取り扱い

・余剰電力買取制度の買取対象となつてゐる500kW未満の太陽光発電設備については、円滑な新制度への移行を図るため、再エネ特措法に基づく設備認定を受けた施設と見なされ、買取価格・期間については引き続き既存の条件が適用されます。

・それ以外のRPS法（電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法）に基づく設備認定を取得してゐる発電設備については、2012年11月1日までに



※制度の詳細はこちらを参照してください。

<http://www.enecho.meti.go.jp/saiene/kaitori/index.html>

農林水産部

- 2 **【人・農地プランの作成】**
- ◎今後の地域の中心となる経営体
 - ◎中心となる経営体への農地集積
 - ◎地域農業のあり方



1 各地域の農業を取り巻く状況は、農家の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など人と農地の問題に直面しており、5年後、10年後の展望が描けない地域が増えています。このため、これらの問題解決のため、市町村（地域）における話し合いによって、「人・農地プラン」を作成する取組を行っています。具體的には、①今後の地域の中心となる経営体（個人、法人等）はどこか、②地域の中心となる経営体へどうやって農地を集めるか、③今後の地域農業のあり方などを決めていたくものであります。この「人・農地プラン」の作成を通じて、新規就農対策や農地集積対策を進めています。

【青年就農給付金の内容】

- ①就農に向けて研修を受ける方
準備型：農業技術の研修中に給付します。
〔給付金額〕
150万円／年間（最長2年間）
- ②自ら独立して農業を開始する方
経営開始型：農業を始めて間もない時期に給付します。
〔給付金額〕
150万円／年間（最長5年間）

くため、就農前の研修段階及び経営の不安定な就農初期段階の青年就農者（原則45歳未満）に対して給付金を給付します。

【農地集積協力金の内容】

- ①経営転換協力金
〔交付単価〕
0.5ha以下：30万円／戸
0.5ha超2.0ha以下：50万円／戸
2.0ha超：70万円／戸
- ②分散錯園解消協力金
〔交付単価〕
5,000円／10a



営体への農地集積や分散化した農地の連担化が円滑に進むよう農地集積に協力する方に対して協力金を交付します。農業者戸別所得補償制度の対象となつていいないさとうきびや野菜等を栽培する農地についても、特例措置として交付対象となっています。

- 3 農地の出し手への支援を行います。
農地の出し手への支援を行います。
人・農地プランの作成に向けた話し合いで、地域の中心となる経

また、農業法人等へ就職する方への支援として、「農の雇用事業」で、農業法人等が新規就農者を雇用して、栽培技術や経営ノウハウなどの研修を実施する場合に、研修に要する経費を助成します。
〔助成額〕最大120万円／年間／人
（最長2年間）



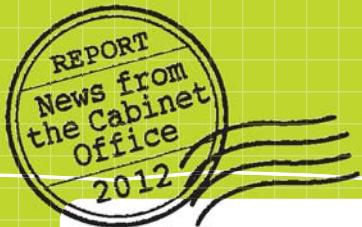
4 地区別説明会等の開催で周知を図っています。
当局においては、当該事業について早期に取り組んでいただくため、関係機関の担当者、農家等を集めた説明会を20数回開催し、事業内容等を説明して周知を図ってきました。現在、市町村においては、人・農地プランの作成や各事業の実施に向けた取組を行っており、当局では県・市町村と連携して事業の円滑な実施に取り組んでいくことにしています。

また、農地の受け手への支援として、農業戸別所得補償制度の加入者が面的集積のために新たに利用権を設定した農地に面積に応じて、受け手に交付金が交付される規模拡大加算

Point

我が国の食と農林漁業の再生を早急に図り、力強い農業構造の実現に向けて、各地域の「人と農地」の問題の解決のための取組が平成24年度から本格的に始まりました。

人と農地の問題の解決に向けた施策が本格的にスタート



内閣府だより

第21回沖縄振興審議会及び沖縄政策協議会の開催について



沖縄振興審議会の様子

平成24年5月10日、「第21回沖縄振興審議会」が東京で開催されました。まず、本年3月に可決成立した改正沖縄振興特別措置法及び跡地利用特措法の概要について、事務局から説明がなされました。

次に、改正沖縄振興特別措置法において、国が定めるものとされている「沖縄振興基本方針」の案について諮問され、審議の上、適当である旨の答申がなされました。また、併せて情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区の指定についても諮問され、同じく適当である旨の答申がなされました。

答申を受けた川端沖縄担当大臣は、「今回の基本方針の案は、法律に魂を吹き込む極めて重要なもの。いよいよ自立に向けてのスタートを切れる体制



沖縄政策協議会の様子



伊藤元重会長から川端大臣への答申手交

翌11日、審議会の答申を受け、野田内閣総理大臣が「沖縄振興基本方針」を決定し、総理大臣官邸で開かれた「沖縄政策協議会」及びその後の閣議において、報告がなされました。



かりゆしウェアを受け取る川端大臣



内閣府沖縄担当部局では、昨年同様5月1日から始まつたクールビズ期間に合わせて、各省庁への共同購入案内や、職員による積極的な着用の呼びかけを通じ、かりゆしウェアの普及・促進に取り組んでいます。

5月10日には、仲井眞沖縄県知事とミス沖縄の崎山一葉さんによる川端沖縄担当大臣へのかりゆしウェア贈呈式や、沖縄県特産品展示販売会が内閣府庁舎内で行われました。

また、6月最初の閣議（6月1日）では、川端大臣の呼びかけにより、出席した全閣僚が「かりゆしウェア」を着用しました。



販売会を視察



閣議においてかりゆしウェアを着用

かりゆしウェアの普及・促進について

なかゆくい

～はなり！！ゆんたくとなんでもくらべ～

総務部調査企画課

あなたには何が見えるかな？

沖縄県は、東西約 1,000 km、南北約 400 km に及ぶ広大な海域に点在する多くの島々から成り立っており、そのうち、沖縄本島以外に 39 の有人離島を有しています。

さて、あなたが出張や観光などで航空機を利用する時、途中で眼下の海原に離島を見ることができます。実際に様々な形の島影を発見します。その島影から、あなたは何を連想しますか……と言うようなお気軽なユンタクをしましょう。

よく言われる例として挙げられるのが本部町にある水納島です。「クロワッサン」だそうです。馬蹄形の湾曲した島の形がクロワッサンを彷彿とさせるのでしょうか。もっとも、馬のひづめよりおしゃれなクロワッサンの方が余程気が利いているのかもしれません。沢山の離島からあなたもイマジネーションをフル稼働していろいろと連想してみてください。

宮古島から始めてみましょう。与那覇湾を口に見立てますと、大きく口を開いた「オコゼ」か「アンコウ」のようにも見えてきます。西平安名崎の半島部分と池間大橋で繋がる池間島の部分がちょうどちんアンコウが獲物をおびき寄せる頭の上でぶらぶらしているちょうどちん（？）にも見えてきませんか。その疑似餌をぶらつかせて大きな（与那覇湾の）口を開けて伊良部島を虎視眈々と狙っているのでしょうか。

次に、八重山諸島を見てみましょう。今、あなたが読んでいるこのページを 180 度回転させてください。つまり、冊子を逆さまにして西表島の地図をご覧ください。尾びれや腹びれに当たる部分がフリルというのか、ひらひら、ひだひだのついた豪華な衣装を身にまとったような金魚に似ていませんか。名前は知りませんが、熱帯魚屋さんの水槽によく泳いでいるじゃありませんか、そんなぼてっとした金魚、あれですよ、あれ（何、金魚は淡水魚だから海にいるわけないって。まあ、まあ、いいから、いいから。）。

……調子に乗りすぎてこのままで「なかゆくい」ではなく「ほんゆくい」になりそうなので、この辺でやめておきましょう。私の誇大妄想に歯止めがきかなくなる前に、次の「クイズコーナー」へ移動します。

*沖縄の方言で「はなり」とは「離れ島」のことを、「ゆんたく」とは「おしゃべり」のことをいいます。





クイズコーナー

Q1 伊江島、伊平屋島、伊良部島の3島のうち、面積が大きい順番で並べると正しいものはどれ？

- A 伊良部島 > 伊江島 > 伊平屋島
- B 伊江島 > 伊良部島 > 伊平屋島
- C 伊平屋島 > 伊良部島 > 伊江島



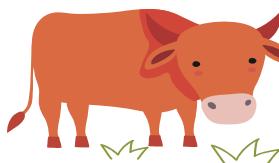
Q2 那覇空港からの直線距離がいちばん長い島は次のうちどれ？

- A 与那国島
- B 北大東島
- C 波照間島



Q3 肉用牛の数が島の人口より多い町村は次のうちどの町村か？

- A 伊是名村
- B 久米島町
- C 多良間村



Q4 伊江島タッчу（城山）と首里城正殿のうち、海拔が高いのはどれ？

- A 伊江島タッчу（城山）
- B 首里城正殿
- C 同じ高さ



回答と解説

Q1の答：A

（解説）伊良部島が 29.08 km^2 で一番大きく、その次にくるのは伊江島で 22.77 km^2 、伊平屋島は 20.59 km^2 になります。ちなみに伊良部島と南大東島とで面積を比べると南大東島 (30.57 km^2) の方が大きい。

Q2の答：A

（解説）与那国島が 509.98 km といちばん長く、直行便だと約 1 時間 35 分かかります。その次に長いのは波照間島で 459.24 km 、北大東島は 362.82 km です。

Q3の答：C

（解説）多良間村は、人口が 1,303 人で肉用牛が 3,696 頭になり、肉用牛が人口より多くなっています。ちなみに伊是名村は、人口が 1,591 人で肉用牛が 665 頭になり、久米島町は、人口が 8,541 人で肉用牛が 3,227 頭になっています（人口は H23.3 月末現在、肉用牛は H22.12 月末現在）。

Q4の答：A

（解説）伊江島タッчу（城山）は海拔 172m あり、首里城正殿は海拔約 130m の位置にあり、正殿の高さの約 16m を加えると約 146m となります。

総務部

沖縄振興新制度説明会を開催

6月7日(木)、沖縄県立博物館・美術館講堂において、当局主催による「～沖縄力発掘～イノベーションの促進による新たなビジネスの創造」をテーマとする「沖縄振興新制度説明会」が開催され、県内の企業、団体等から約150名の方々が参加されました。

本説明会では、内閣府参事官(沖縄政策・産業振興担当)の能登靖氏から、本年3月に改正された沖縄振興特別措置法において創設された、沖縄の地域資源を活用した新事業の創出や企業の技術力向上等を目指す「産業イノベーション(産業高度化・事業革新)地域制度」等の産業支援制度について説明が行われました。

また、沖縄力(地域資源の魅力や可能性)の紹介を行うとともに、他の地域の事例を参考に、沖縄における地域資源を活用した新たな地域産業の可能性について説明が行われました。

会場の様子▶

＜産業イノベーション地域制度の概要＞

産業高度化地域を発展的に拡充し、産業イノベーション地域を創設

- ・県知事が産業高度化・事業革新促進計画を策定し対象地域(産業イノベーション地域)を指定。
- ・県知事が事業者の計画(産業高度化・事業革新措置実施計画)を認定。
- ・計画認定に係る設備投資について、税額控除又は特別償却制度を適用
 - －特別償却：機械・装置、器具・備品：34%、建物等：20%
 - －税額控除：機械・装置、器具・備品：15%、建物等：8%
 - －最低取得価額：生産等設備：1000万円
機械・装置、器具・備品：500万円
- ・対象業種：商品検査業、計量証明業、研究開発支援検査分析業を追加



財務部

第27回財務行政モニター会議を開催

財務部では、4月24日(火)に「第27回財務行政モニター会議」を開催しました。

この会議は、各界各層から選定した財務行政モニターに財務省の重要施策に関する情報提供を行い、施策に対する意見や要望等を聴取して適切な運営に資することを目的に毎年開催しているものです。

今回は、「財政に関する広報のあり方について」をテーマに、①財政に関する広報について、②財政の現状と今後のあり方、③社会保障と税の一体改革について、の3項目に係る財務省の取組を説明し、それに対する意見等を伺いました。

5名の財務行政モニターの方々からは、「国の財政の現状について、どういった層をターゲットに、どういうメディアを使ってどういうことを知ってほしいのかということを考えて広報する必要がある。」「社会

保障と税の一体改革について、今回の資料を見ると理解できるが、それがどの程度国民に広報されているのかがよく分からぬ。」といった意見や、「今回の資料はグラフなどを取り入れて分かりやすいが、『4条公債』といった専門用語の説明が不十分であり、もう少し工夫する余地がある。広報用のウェブサイトのクイズの設問についても、もう少し客観的な作り方をするなど工夫した方が良い。」「広報は施策について公平な議論を提供するような役割が望ましく、オープンな議論により国民に選択させることが必要では」、「消費税は納税者の所得の捕捉の程度に依拠しない一番公平な税金であるということを広

報した方が良いのではないか。」といった様々な意見が出されました。

財務行政モニターから頂きました貴重な意見・提言等については、財務本省で取りまとめた上、沖縄総合事務局を含む全国の財務局に還元することにより、今後の財務行政運営の参考にしていくこととしています。



財務行政モニター会議の様子

農林水産部

六次産業化法に基づく総合化事業計画の平成24年度第1回の認定を行いました

沖縄総合事務局は、平成23年3月1日に施行された「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」(六次産業化法)に基づき申請された「総合化事業計画」について、平成24年5月31日に、平成24年度第1回目として8件の認定を行いました。昨年の法施行以降これまでに累計31件の認定となりました。

本認定を受けた者は、農業改良資金(無利子資金)及び新スーパーS資金(短期運転資金)の融資対象となるほか、新商品の開発や販路拡大に係る補助、民間の専門家である6次産業化プランナーによる事業計画実施のアドバイス等の支援を受けることが可能となります。

なお、次回(24年度第2回)の認定は、平成24年10月末を予定しており、引き続き事業計画の申請を受け付けています。

また、農林漁業者や農業法人等の皆様で、6次産業化事業についてお問い合わせ等がありましたら、「6次産業化総合相談窓口」まで御連絡ください。

【今回認定された農林漁業者】

No.	事業者	事業名	市町村
1	農業生産法人 有限会社アンビシャス	自社農園の「豚」を利用した商品の加工・販売事業	国頭村
2	農業生産法人株式会社 今帰仁ざまみファーム	伝統的島野菜「ウンソウ」を活用した新商品開発、加工製造及び観光農園事業	今帰仁村
3	イトサン株式会社	モズクを活用したスイーツ、調味料等の加工食品開発・製造・販売	糸満市
4	ヨギファーム	自社生産の豚のブランド化に向け、加工品・新商品開発及び直営店での自社豚専門店販売促進事業	読谷村
5	農業生産法人 有限会社名護珈琲	沖縄産珈琲と果肉及び葉を活用した新商品の開発・販売事業	那覇市
6	株式会社 まんまるプラス	地域の特産品であるパイナップル、柑橘類を利用した商品の加工・販売事業とコーヒー栽培	東村
7	農業生産法人 株式会社島藍農園	島藍を使った商品開発と加工所・直売所開設事業	石垣市
8	ミルククラウン	沖縄県石垣島ジャージー牛の良質な乳を活かした加工品の需要の拡大	石垣市

6次産業化総合相談窓口

沖縄総合事務局農林水産部 食品・環境課
那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館8階
TEL:098-866-1673 FAX:098-860-1179

経済産業部

第4回沖縄ソーシャルビジネス振興連絡会の開催



連絡会の様子

平成24年5月23日(水)、当局10階会議室において、第4回沖縄ソーシャルビジネス振興連絡会を開催しました。

ソーシャルビジネスとは、様々な社会的課題を市場として捉え、その解決を目的とする事業をいい、「社会性」「事業性」「革新性」の3つを要件とします。

また、その活動を通して、経済の活性

化や新しい雇用の創出に寄与する効果が期待されています。

本連絡会は、ソーシャルビジネスに関する支援内容や取り組みについて情報共有し、支援機関の連携を強化することにより、新たな産業を創出し、地域の活性化を

図ることを目的に、平成22年に発足しました。

構成メンバーは、沖縄県、沖縄振興開発金融公庫、沖縄県産業振興公社、NPO等8団体ですが、今回は沖縄国際大学のソーシャルビジネス講座担当の村上了太教授にもオブザーバーとして御参加いただきました。

当部からは、6月20日(水)に名護市産業支援センターにおいて開催する「北部版ソーシャルビジネスフォーラム」のお知らせと、「沖縄ソーシャルビジネス/コミュニティビジネス振興調査」の説明を行い、続いて、沖縄県商工労働部産業政策課、特定非営利活動法人しまんちゅビジネス協議会、那覇市NPO活動支援センターから各自の活動報告をいただきました。その後の意見交換では、近年、ソーシャルビジネスに関心を持つ人が増加している一方、依然として事業計画作成力や資金調達力の脆弱さが指摘されました。また、県外の支援事例を参考に、今後のソーシャルビジネスを目指す人材への支援のあり方に関して、忌憚のない議論が行われました。

開発建設部

「まるごと沖縄クリーンビーチ2012」 オープニングセレモニーを開催

沖縄クリーンコーストネットワーク（事務局：第十一管区海上保安本部環境防災課、沖縄総合事務局開発建設部港湾計画課、環境省那覇自然環境事務所、沖縄県環境生活部環境整備課）は、6月1日（金）から7月31日（火）までの期間で「まるごと沖縄クリーンビーチ2012」キャンペーンを開催しています。

6月2日（土）には、豊崎美らSUNビーチでオープニングセレモニーを行いました。当日は、あいにくの天気となりましたが、それでも461名の方が集まって交流を深め、今後の活動がより一層活性化するよう士気を高めました。

キャンペーン期間中は県内各地のビーチ等で清掃活動を行っており、清

掃活動以外にも、道の駅豊崎や沖縄美ら海水族館で海洋環境パネル展を開催していますので、お気軽に足を運んでみてはいかがでしょうか。

清掃活動の詳細な情報については、沖縄クリーンコーストネットワークブログ(<http://blog.canpan.info/occn/>)にて御確認ください。



セレモニー会場の様子



ゲストの皆さん

開発建設部

災害時における災害支援協定調印式について

沖縄総合事務局は、5月23日（水）、社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会九州支部（以下、「PC建協九州支部」）及び社団法人沖縄県造園建設業協会（以下、「造園協」）と災害時における災害支援協定を締結しました。

協定は、沖縄総合事務局とPC建協九州支部、沖縄総合事務局と造園協で締結したもの。調印式では、植谷局長、長尾PC建協九州支部長、屋比久造園協会長が出席し、各々の協定書への署名、交換が行われました。

PC建協九州支部においては、「災害時における沖縄総合事務局開発建設部所管橋梁の災害応急対策業務に関する協定」を締結し、災害時における橋梁点検、応急対策に係る技術的助言、資機材等の調達支援を担うこととなります。

造園協においては、「災害時における沖縄総合事務局開発建設部所管施設に係る応急対策等の災害対応の支援に関する協定」を締結し、災害時における公共土木施設の応急復旧に係る資機材の調達等支援を担うこととなります。

今後は、訓練等を通じ、連携強化を図っていくことを確認しました。



運輸部

平成24年度陸運及び 観光関係功労者沖縄総合事務局長表彰式

平成24年5月16日(水)、那覇市内において、関係者多数の出席の下、平成24年度陸運及び観光関係功労者の沖縄総合事務局長表彰式が行われました。

本表彰は、県内において自動車運送事業、自動車整備事業等の陸運関係事業及び観光関係事業に従事する役員、

従業員で当該事業に対する功績が顕著であった方、また、永年にわたり業務に精励し、勤務成績が優秀な方に対し毎年行われるものです。

今回の受賞者は、事業役員5名、事業従業員7名、運転者9名、整備士等4名の計25名の方で、沖縄総合事務局長から

永年の功績に対する表彰状等が授与されました。

また、受賞者代表として、株式会社次郎工業の上里幸誼氏から謝辞がありました。



お知らせ
Information
[農林水産部]

地下ダムの仕組みを研究しよう! -現地見学できる施設の紹介-

農林水産部では、島の農業の発展に大きく貢献した「地下ダム」について学べる各地域の施設を紹介しています。見学会の開催も予定していますので、是非夏休みの自由研究のテーマに、地下ダムを選んでみませんか?

見学施設	見学施設
■伊是名地区 (伊是名村)	<地下ダムや水管理施設見学> ■見学会開催日／平成24年8月7日(火) 10:00～12:00 ■参加申込・お問い合わせ／伊是名土地改良区(0980-45-2122) 土地改良総合事務所「水土里(みどり)の広報室」(098-856-6868)
■伊江農業水利事業所 (伊江村)	<地下ダム関連工事施設見学> ■見学会開催日／平成24年7月21日(土)10:00～12:00 ■参加申込・お問い合わせ／伊江農業水利事業所(0980-50-6411)
■本島南部地区 (糸満市、八重瀬町)	<地下ダムや水管理施設見学> ■見学会開催日／平成24年8月17日(金)10:00～12:00 ■参加申込・お問い合わせ／土地改良総合事務所「水土里(みどり)の広報室」(098-856-6868)
■宮古島市地下ダム資料館 (宮古島市)	<地下ダムの仕組みや歴史を紹介する資料館> ■開館時間／9:30～18:15 ■休館日／月曜、年末年始 ■入館料／大人300円 高・大学生200円 小・中学生100円 ■お問い合わせ／宮古島市地下ダム資料館(0980-77-7547)
■宮古伊良部農業水利事業所 (宮古島市)	<地下ダム関連施設子ども見学会> ～宮古島の農業の発展に大きく貢献した「地下ダム」開発の歴史～ ■見学会開催日／平成24年7月27日(金) 10:00～12:00、14:00～16:00 平成24年8月7日(火) 10:00～12:00、14:00～16:00 ■参加申込・お問い合わせ／宮古伊良部農業水利事業所(0980-75-3290)



※見学会の詳細日程・アクセス等は各問い合わせ先のHPを御覧ください。

那覇観光キャンペーンレディーが商船 「フェリー琉球」の一日船長に任命されます!!

平成15年から国民の祝日「海の日」が7月の第3月曜日となり三連休化されたことを契機に、国土交通省では、それまでの「海の旬間」（7月20日～31日）の期間を1ヶ月間に拡大し、「海の月間」（7月1日～31日）となりました。それに伴い、「海の月間」推進委員会（事務局：財団法人日本海事広報協会）を設置し、官民一体となった活発な広報活動や事業展開を実施しています。

「海の日の行事」は、海洋基本法で定められているとおり、国民の間に広く海洋についての理解と関心を深めることを目的としており、当局管内の商船への「一日船長」も広く県民に海事思想の普及を図る行事として平成15年から毎年実施され、今回で10回目となります。

今年は、7月23日に那覇観光キャンペーンレディ 渡嘉敷渉（とかしき あゆみ）様が「フェリー琉球」（久米商船株式会社所有）の一日船長に任命され、船内を巡回し、船員に向けて日頃の安全運航に対する感謝と、今後の激励を行うこととしています。

※掲載写真は昨年の様子



帆船模型展開催

運輸部では、「海の月間」において、海洋についての理解と関心を深めることを目的としたイベントを開催しています。その1つとして、「帆船模型展」を以下の日程で開催します。

■日時／平成24年7月17日(火)～20日(金)
9:00～17:00(最終日のみ16:30まで)

■場所／沖縄総合事務局1階行政情報プラザ
(那覇第2地方合同庁舎2号館1階)

■概要／紀元前のローマ帝国艦隊旗艦『カエサル』から、琉球王国の『山原船』『進貢船』、映画でも有名になった『タイタニック』など、各種各様の帆船、汽船の模型を展示する予定ですので、是非お立ち寄りください。



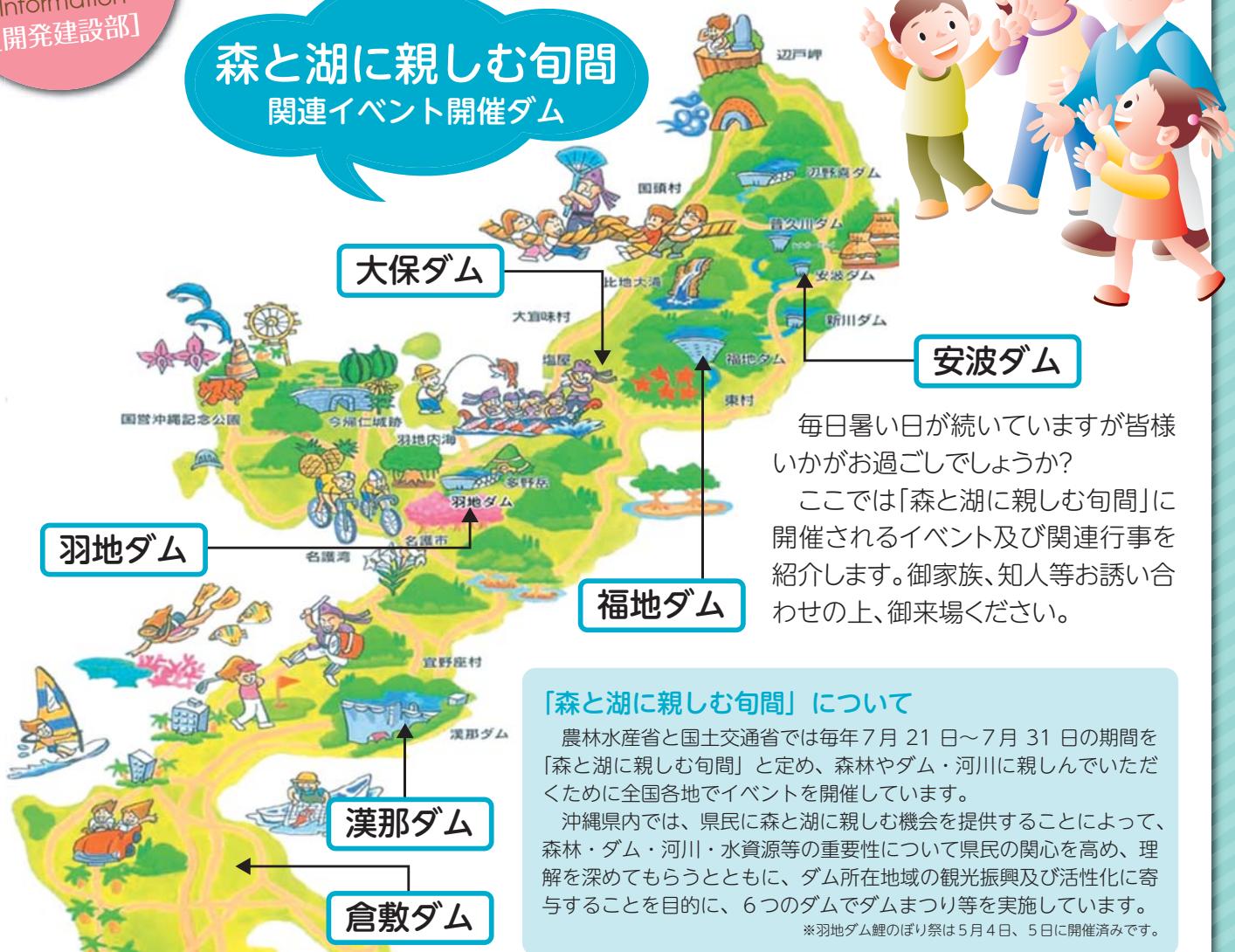
※掲載写真は昨年の様子

お知らせ

Information
[開発建設部]

森と湖で心身のリフレッシュを！

森と湖に親しむ旬間 関連イベント開催ダム



毎日暑い日が続いているが皆様いかがお過ごしでしょうか？

ここでは「森と湖に親しむ旬間」に開催されるイベント及び関連行事を紹介します。御家族、知人等お誘い合わせの上、御来場ください。

「森と湖に親しむ旬間」について

農林水産省と国土交通省では毎年7月21日～7月31日の期間を「森と湖に親しむ旬間」と定め、森林やダム・河川に親しんでいただくために全国各地でイベントを開催しています。

沖縄県内では、県民に森と湖に親しむ機会を提供することによって、森林・ダム・河川・水資源等の重要性について県民の関心を高め、理解を深めてもらうとともに、ダム所在地域の観光振興及び活性化に寄与することを目的に、6つのダムでダムまつり等を実施しています。

※羽地ダム鯉のぼり祭は5月4日、5日に開催済みです。

行事名	開催日	開催場所	内容（※変更になる場合もあります）	実行委員会連絡先
漢那ダムまつり	7月22日(日)	漢那ダム (宜野座村漢那)	・カヌー体験・親子木工教室・森林クイズ ・もずく流し・うなぎつかみ取り等	098-968-5100 宜野座村企画課
福地ダム夏休み自然体験会	8月4日(土)	福地ダム (東村字川田)	・カヌー体験・自然観察船・ダム施設見学 ・福地川遊び・工作体験等	0980-41-2101 国頭村企画商工観光課
倉敷ダム「森と湖に親しむ旬間」行事	8月5日(日)	倉敷ダム (沖縄市倉敷)	・7/10 記念植樹(市内小学校6年生を対象) ・8/5 グラウンドゴルフ大会、ダム施設見学会等	098-939-1212 沖縄市建設部建築・公園課
安波ダムまつり	9月17日(月・祝)	安波ダム (国頭村安波)	・ダム湖面遊覧・ジャングルカヌー体験 ・冒険スライダー・森の音楽会等	0980-43-2265 東村企画観光課
大保ダムまつり	10月14日(日)	大保ダム (大宜味村田港)	・湖面ハーリー大会・ダム施設見学 ・グラウンドゴルフ大会・工作体験等	0980-44-3007 大宜味村企画観光課



遊覧船でダム湖上流へ！



ウナギつかみ取り。子供達もオオハシャギ



ダム湖でカヌー体験

財務省



みんなの
想いを、
被災地の
チカラに。

被災地の復旧・復興に役立てられます。

夏の
個人
向け
復興応援国債

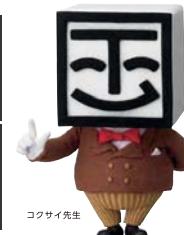
安全
手軽

3年後の保有残高に応じて、金貨・銀貨を贈呈

変動10 第802回債
変動金利型10年満期
4年目以降の利率は半年毎に変動します。
償還期限:平成34年7月15日

発行から3年後の個人向け復興応援国債の保有残高に応じて、「東日本大震災復興事業記念貨幣」(特製ケース付き)を贈呈いたします。

当初3年間の適用利率(年率)
0.05%
(税引前)
0.039%
(税引後)



わかりやすいパンフレットも
ご用意しています

*各利払期における適用利率(年率)は、当初3年間は0.05% (固定)、4年目以降は基準金利に0.66を掛けた値。基準金利とは、利子計算期間開始時の前月の10年固定利付国債の入札における平均落札利回り。ただし、適用利率の下限は0.05%です。 *税引後の利率は、復興特別所得税が付加した20.315%の税率が差し引かれた利率であり、小数点以下第3位未満を切り捨てて表示しています。 *発行日:平成24年7月17日(火) *募集価格:額面金額100円につき100円 *償還金額:額面金額100円につき100円(中途換金時も同じ) *最終額面金額:1万円 *利払日:年2回(毎年1月15日及び7月15日)

6月7日(木)募集開始

【募集期間】*金融機関等によっては、募集期間内であっても募集を終了する場合があります。
平成24年6月7日(木)~平成24年6月29日(金)

財務省ホームページ

国債

検索

国債モバイルサイト

www.mof.go.jp/mobile/jgbs/

個人向け国債
お知らせメール

個人向け国債に関する情報を電子メールにて配信するサービスです。登録方法などは財務省ホームページをご覧ください。

◎個人向け復興国債も
同時募集しています。

以下のスペースは、取扱金融機関の記載欄です。

お取引にあたっては、契約締結前交付書面をよくお読みください。

沖縄総合事務局

<http://www.ogb.go.jp/>

広報誌【群星】に対する「皆様の声」をお待ちしています。